

「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第2版）」の改訂について

令和元年 12 月 20 日

健康局結核感染症課

1. 改訂の経緯

- 平成 30 年 8 月から現在に至るまで、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の流行が継続しており、本年 8 月には、エボラ出血熱の疑似症患者が発生した。エボラ出血熱を含む一類感染症の患者又は疑似症患者の今後の発生に備え、症例に関する情報の公表について一定の基準を設けるとともに、患者及び検体の搬送について自治体間の具体的な連携方法を示すことが求められる。
- また、従来個別にガイドラインを定めていた天然痘に係る対応について、他の一類感染症に係る対応と合わせて取りまとめることにより、緊急時の対応を一元的に管理することとする。

2. 改訂の内容

- 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」の周知について）（平成 29 年 6 月 30 日付け事務連絡）の別添）について、主に以下の内容を盛り込むとともに、その名称を「一類感染症への行政対応の手引き」と改める。
 - ① 一類感染症の患者及び疑似症患者に係る情報の公表について
一類感染症に関する検討会（第 5 回）における「公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例が発生した場合の情報の公表に係る基本方針について（たたき台）」に係る議論を踏まえつつ、一類感染症に係る患者情報等の公表基準について取りまとめる。
 - ② 新たに患者・検体の搬送に関わる自治体間の連携について
都道府県を超えて患者を搬送する場合、必要に応じて、入院先の医療機関の所在地を管轄する保健所が検体の搬送を行うこととする。また、検体の検査費用については、当該検査を実施又は依頼する保健所の負担とすることとする。
 - ③ 天然痘に係る対応について
「天然痘対応指針（第 5 版）」（「天然痘対応指針（第 5 版）」等のホームページ掲載について）（平成 16 年 7 月 20 日付け事務連絡）に規定されている内容（基本事項、国内侵入のリスク評価、想定すべき国内発生状況及び対応時の組織体制等）について基本方針を記載する。